

○財務省告示第三百四十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十一年十月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十月二十七日

財務大臣 藤井 裕久

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第十六回）
二	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。額面金額で二千六百九十億三千五百六万円
四	発行額	額面金額で二千六百九十億三千五百六万円
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	平成二十一年十月十五日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	利率	年〇・六〇パーセント
十	初期利子	平成二十二年四月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは

十一 第二期以後の利子

十二 償還期限
十三 償還金額
十四 払込期日
十五 払込場所
十六 中途換金の取扱い

十七 中途換金の特例

、その翌営業日に支払う（以下
、次号及び第十二号において規
定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.60}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年十月十五日及び四月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。
平成二十六年十月十五日
平成二十一年十月十五日
額面金額百円につき百円
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十
三年十月十五日以後において行
うこととし、その買取金額は、
次の算式により算出した金額と
する。

$$\frac{\text{前号による取扱いのほか、個人} \times \frac{80}{100} \times \frac{1}{4}}{\text{償還金額} + \text{償還金額} + \text{償還金額} + \text{償還金額} + \text{償還金額}}$$

（昭和二十五年法律第七十三号
）第二十一条の四第一項に規定
する特別障害者扶養信託契約の
受益者を含む。）が、死亡した
ときにはその相続人が又はそ
の居住する市町村（特別区を含
み、地方自治法（昭和二十二年
法律第六十七号）第二百十二
条の十九第一項の指定都市にあ

つては、当該市又は当該市の区
とす。の区域において、災
害救助法（昭和二十二年法律第
百十八号）による救助の行われ
る災害が発生し、当該災害にか
かったときには当該個人向け国
債を有する者が、平成二十三年
十月十五日前であつても、当該
個人向け国債の中途換金を請求
することができるものとし、そ
の買取金額は、次の区分に応じ、
それぞれの算式により算出した
金額とする。

(一) 平成二十三年四月十五日か
ら平成二十三年十月十五日前
までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当す
る金額－（利子に相当する金
額 $\times \frac{80}{100} \times 3$ ＋経過利子に相当
する金額）

(二) 平成二十二年十月十五日か
ら平成二十三年四月十五日前
までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当す
る金額－（利子に相当する金
額 $\times \frac{80}{100} \times 2$ ＋経過利子に相当
する金額）

(三) 平成二十二年四月十五日
から平成二十二年十月十五日
前までの間の場合

十八

元利金支
払場所

日本銀行

す
金
当
る
す
相
当
す
る
に
当
相
す
る
子
に
相
当
す
る
利
子
に
相
当
す
る
過
利
子
に
相
当
す
る
十
経
過
利
子
に
相
当
す
る
金
額
一
（
利
子
に
相
当
す
る
金
額
×
 $\frac{8.0}{100}$
）
十
経
過
利
子
に
相
当
す
る
金
額

(四) 平成二十二年四月十五日前
の場合

す
る
当
当
す
る
に
相
当
す
る
子
に
相
当
す
る
利
子
に
相
当
す
る
過
利
子
に
相
当
す
る
金
額
一
十
経
過
利
子
に
相
当
す
る
金
額